６－５．小形二次電池使用機器の表示

旧法の「再生資源利用促進法」では、小形二次電池については、第一種指定製品（リサイクルに配慮した設計・製造を求める製品）の対象はニカド電池使用機器のみ、第二種指定製品（分別回収のための表示を求める製品）もニカド電池のみであった。

2001 年 4 月 から、「再生資源利用促進法」の内容が大幅に改正され、名称も「資源有効利用促進法」と変更されて施行され、指定再利用促進製品（リユース・リサイクルに配慮した設計・製造を求める製品）として、ニカド電池に加え、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小形制御弁式鉛蓄電池の４種類の小形二次電池を使用する機器が指定され、指定表示製品（分別回収のための表示を求める製品）にも４種類の小形二次電池が指定された。

さらに、４種類の小形二次電池及び小形二次電池使用機器は指定再資源化製品（使用済み製品の自主回収・再資源化を求める製品）にも指定され、新たに自主回収と再資源化の義務が課せられた。（以後、小形二次電池とは「ニカド電池」「ニッケル水素電池」「リチウムイオン電池」及び「小形制御弁式鉛蓄電池」を指すものとする。）

上記の「資源有効利用促進法」に対応するためのガイドラインとして、2002 年 4 月に(社)電池工業会から「小形充電式電池の識別表示ガイドライン第３版」が発行された。その中に“参考”として掲載された「充電式電池使用機器への表示」の内容をベースに、現状に合わせて内容を見直しした「小形二次電池使用機器の表示ガイドライン」を以下に示す。

６－５－１．表示対象

① 小形二次電池使用機器

② 小形二次電池使用機器の取扱説明書

③ 小形二次電池使用機器に付属するその他の物品

表 6-5-1 に用途別の対象機器を示す。

表 6-5-1．対象機器

用途区分	対象機器名
防災	１）誘導灯　２）非常照明器具　３）火災警報設備　４）防犯警報装置
家電	５）ビデオカメラ　６）ヘッドホンステレオ　７）電気掃除機 ８）電気かみそり　９）電気歯ブラシ
事務機	１０）電源装置　１１）パソコン　１２）プリンター １３）携帯用データ収集装置
通信機	１４）コードレスホン　１５）ファクシミリ装置　１６）交換機 １７）携帯電話　１８）ＭＣＡシステム用通信装置 １９）簡易無線用通信装置　２０）アマチュア用無線装置
雑貨	２１）電動工具　２２）電動自転車　２３）電動車いす ２４）電動式がん具（自動車型）
医療・健康機器	２５）電気マッサージ器　２６）家庭用電気治療器　２７）血圧計 ２８）医薬品注入器　２９）電気気泡発生器

※ 対象機器２９品目は、厚生労働省・経済産業省・環境省令第１号を参照

６－５－２．表示事項

表示事項は、下記の①～③である。

① 小形二次電池使用機器である旨

② 小形二次電池使用機器の構造及び小形二次電池の取り外し方法

③ 再生資源の利用の促進に資する情報

注１）経済産業省令第 93 号（平成 13 年（2001 年））（平成 5 年通商産業省令第 34 号の一部改正）の第２条において

「事業者は、電源装置等に使用される密閉形蓄電池の再生資源としての利用を促進するため、当該機器が密閉形蓄電池を使用する機器である旨その他の密閉形蓄電池の再生資源としての利用の促進に係る事項の電源装置等及びそれに付属する取扱説明書その他の物品への表示又は記載を行うものとする。」としている。

また、第６条で、

「事業者は、電源装置等の構造、使用される密閉形蓄電池の取り外し方法その他の電源装置等に使用される密閉形蓄電池の再生資源としての利用の促進に資する情報の提供を行うものとする。」としている。

注２）厚生労働省・経済産業省令第１号（平成 13 年（2001 年））（平成 5 年厚生省・通商産業省令第１号の一部改正）においても、第２条及び第６条に（注１）と同様の記載がなされている。

６－５－３．表示対象及び表示内容

表示対象及び表示内容を表 6-5-2 に示す。また、表示を推奨する電池形枠のリサイクルマークを図 6-5-1 に、リサイクルマークを図 6-5-2 に示す。

表 6-5-2．小形二次電池使用機器の表示対象及び表示内容

表示対象 / 表示事項	機器本体	取扱説明書	その他の付属物品（包装物など）
１）小形二次電池使用機器である旨	◎	◎	◎
２）小形二次電池使用機器の構造及び　小形二次電池の取り外し方法	×	◎	△
３）再生資源の利用の促進に資する情報	△	◎	△

◎：法令の要求事項、　△：推奨事項、　×：不要

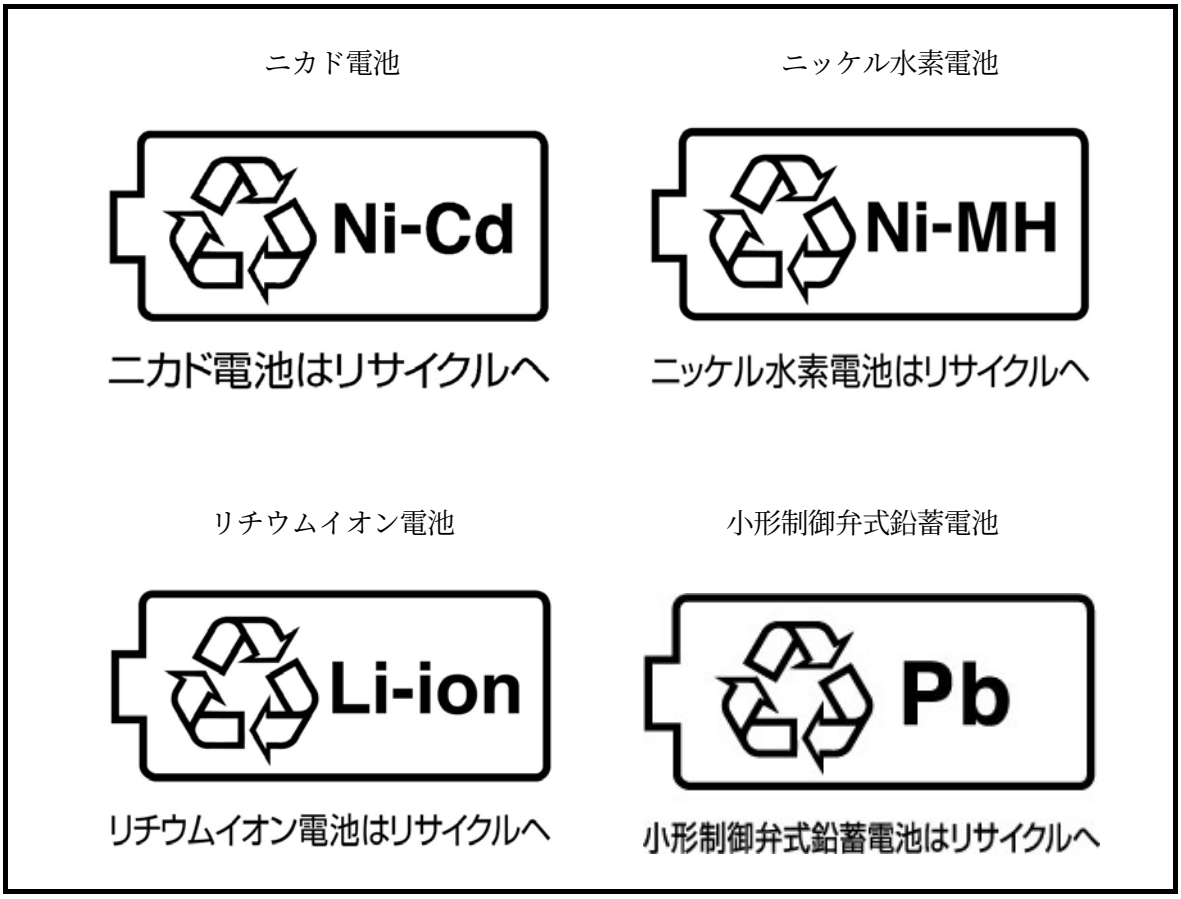

図 6-5-1．電池形枠マーク（一例）

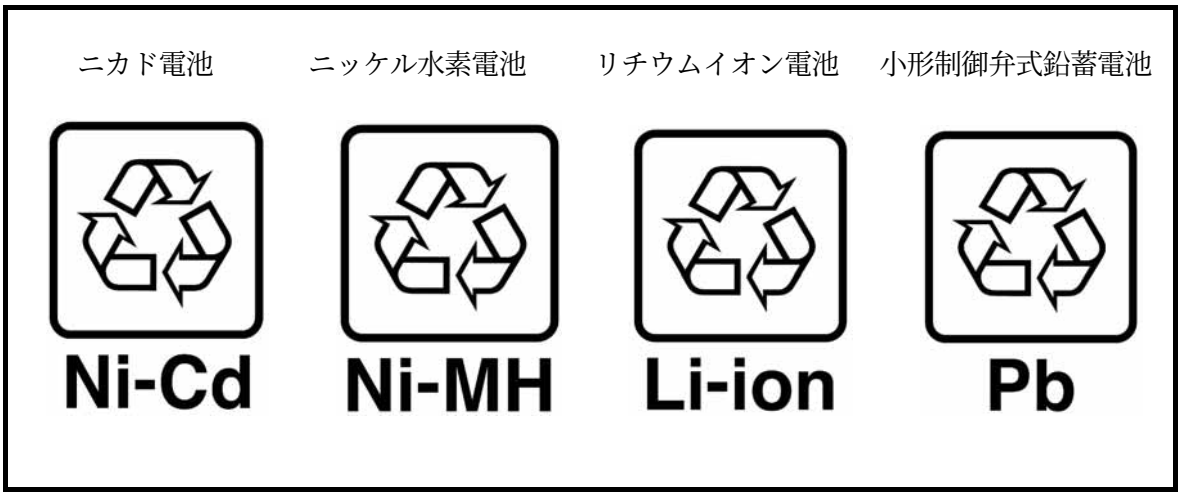

図 6-5-2．スリーアローマーク（一例）